

議案第18号

志摩市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正
について

志摩市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり提出する。

令和8年2月26日 提出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例

志摩市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例(平成16年志摩
市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「900,000円」を「910,000円」に改め、同条第2号中
「700,000円」を「710,000円」に改め、同条第3号中「600,000円」を
「610,000円」に改める。

第4条第1号中「100分の190」を「100分の202.5」に改め、同条第2号中
「100分の205」を「100分の202.5」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。